

三朝町日本遺産活用推進協議会設立総会

日時：令和3年9月14日（火）午後2時～

場所：三朝町総合文化ホール 大会議室

1 挨拶

2 日本遺産認定更新に係る再審査の経緯について

3 議事

議案第1号 三朝町日本遺産活用推進協議会の設立について

議案第2号 三朝町日本遺産活用推進協議会規約の制定について

議案第3号 役員を選任について

4 報告

(1) 新たな地域活性化計画の概要について

(2) 今後の日程について

5 その他

三朝町日本遺産活用推進協議会規約（案）

（名称）

第1条 この協議会は、三朝町日本遺産活用推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、日本遺産「六根清浄と六感治癒の地～日本一危ない国宝鑑賞と世界屈指のラドン温泉～」(以下「日本遺産」という。)について、ストーリーに関連した歴史や文化遺産を整備・活用し、国内外に広く発信するとともに、観光振興を図り、地域活性化を推進することを目的とする。

（事業）

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 日本遺産を活用した観光産業等の振興に関すること。
- (2) 日本遺産の魅力の向上及び周辺環境等整備に関すること。
- (3) 国内外に向けた日本遺産の情報発信に関すること。
- (4) 日本遺産ストーリーの理解の促進及び普及啓発に関すること。
- (5) その他協議会の目的を達成するために必要と認められること。

（会員）

第4条 協議会は、日本遺産の魅力発信及び普及啓発に関わる自治体の関係部局、文化財関連団体、観光・産業関連団体等で組織する。

- 2 会員の任期は、3年とし再任を妨げない。
- 3 会員の追加は、会長の承認を得るものとする。

（役員）

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名以内
- (3) 監事 2名
- (4) 顧問 1名

（役員を選任及び任期）

第6条 役員は総会において選任する。

- 2 役員任期は、3年とし、再任を妨げない。

- 3 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 役員は、任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

(役員)の職務)

第7条 会長は、協議会を代表し会務を掌理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。
- 3 監事は、協議会の会計を監査する。

(プロデューサー)

第8条 会長は、協議会の行う事業を円滑に実施するため、日本遺産地域プロデューサーを置くことができる。

- 2 日本遺産地域プロデューサーは、協議会の実施する事業全体の進捗管理及び調整を行う。

(オブザーバー等)

第9条 会長は、必要があるときは、協議会にオブザーバーを置くことができ、会議等への出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(総会)

第10条 この協議会の総会は、会長が招集し、その議長となる。

2 総会は、次に掲げる事項を審議し、及び議決する。ただし、必要に応じて臨時に開催することができる。

- (1) 役員の選任に関する事。
- (2) 事業計画の策定及び事業報告に関する事。
- (3) 予算及び決算に関する事。
- (4) 規約の制定及び改廃に関する事。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関わる重要事項の決定に関する事。

3 総会は、会員の過半数の出席がなければ開くことができない。

4 総会の議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 総会に出席できない会員は、必要に応じて、あらかじめ会長に報告したうえで、代理の者を出席させることができる。

(事務局)

第11条 協議会の事務局は、三朝町観光交流課に置く。

- 2 事務局に事務局長及び事務局員を置く。
- 3 事務局長は三朝町観光交流課長をもって充て、事務局員は事務局長が指名する。
- 4 事務局長は、重要かつ異例の事態が生じたときは、これを総会に諮らなければならない。

(会計)

第 12 条 協議会の運営に必要な経費は、助成金、負担金、協賛金その他の収入をもって充てる。

- 2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、設立年度は設立の日から翌年3月31日までとする。
- 3 会長は、毎会計年度予算を調製し、総会の承認を得なければならない。
- 4 協議会の出納は、会長が行う。
- 5 会長は、毎会計年度終了後に決算を調製し、監査に付した後、総会に報告しなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、協議会の会計について必要な事項は、総会で定める。

(補則)

第 13 条 この規約に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この規約は、令和3年9月14日から施行する。

三朝町日本遺産活用推進協議会委員名簿

任期：令和3年9月14日～令和6年3月31日（3年）

選出区分	委員（敬称略）					
	団体名	職名	氏名	総会参加者	備考	
日本遺産 三徳山三朝 温泉を活か す会	三朝温泉 観光団体	三朝温泉観光協会	会長	足立 浩範		
		三朝温泉旅館協同組合	理事長	沖田 雅浩		
		三朝町商工会	会長	福田 茂樹		
		特定非営利法人NPOみささ温泉	理事長	新藤 祐一		
		現代湯治推進協議会	会長	藤井 文典		
	三徳山	宗教法人三徳山三佛寺	住職	米田 良中		
		三徳山麓会	代表	谷川 久徳		
	広域連携	(一社) 鳥取中部観光推進機構	会長	中島 伸之		
		(公社) 鳥取県観光連盟	会長	小谷 文夫		
		(一社) 山陰インバウンド機構	代表理事	福井 善朗		
	インバウ ンド	三朝町	インバウンド コーディネーター	アラン・マリー		
		〃	地域おこし協力隊	リエヴエン・アントニー		
	オブザー バー	鳥取県交流人口拡大本部 観光交流局観光戦略課	課長	瀧本 修		
		鳥取県地域づくり推進部 文化財局	局長	片山 暢博		
		鳥取県中部総合事務所	所長	門脇 誠司		
日本遺産 三徳山三朝 温泉を守る 会	日本遺産三徳山三朝温泉 を守る会	会長	藤井 文典			
	日本遺産地域プロデューサー					
実施本部	日本遺産 活用推進 プロジェ クト チーム	三朝町	副町長	赤坂 英樹		
		〃	地域振興監	青木 大雄		
		三朝町観光交流課	課長	藤井 紀好		
		三朝町企画課	課長	村上 隆史		
		三朝町教育委員会社会教 育課	課長	山本 達哉		
顧 問	三朝町	町長	松浦 弘幸			